

石炭産業の合理化と労働力流動

松田昌二

一、はじめに

日本の農業が今日当面している諸問題のどの一つをとってみても、「開放経済体制」への移行と、それにもとづく日本経済の「産業構造高度化政策」との関連を抜きにしては、展開しつつある事態の本質を正確に把握することはできない。開放経済体制に適応しようとする産業構造高度化は、重化学工業化を主軸として展開されている。たとえば設備投資についても、石油精製、石油化学、鉄鋼、電気機械、一般機械、自動車、非鉄金属、合成繊維の八部門に最近一〇年間は設備投資が集中していて、これらの部門が産業構造高度化を担う最重要成長部門に位

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

置つけられていることを示している。そして、これらの成長部門においては、国際競争力を強めるために資本の集中と集積が強力に進められており、したがって産業構造高度化をめざす諸施策は、なによりもまず、これらの成長部門における国際競争力強化という立場から推進され、そのための再編過程で摩擦が生ずるような、いわば衰退を余儀なくされる分野では、資本および労働力を転換することによってその摩擦の除去をはかっていこうという考え方が、産業構造高度化政策の基本的な立場である。その意味で、現在展開しつつある経済再編の性格を一言でいえば、一国経済の、産業的規模でのスクラップ・アンド・ビルド化の推進であるということができよう。昭和三五年以降、わが国石炭産業に加えられた合理化は、まさにそういった事態の集中的な表現にはかならなかった。炭鉱合理化にあらわれたテンポの早さと非情さは、日本経済が当面する事態の深刻さをますます示すものであった。

ところで、このような産業構造高度化の進展、ならびにそこに生ずる摩擦から激発される労働力の吸引と排出の大量化を契機として、労働市場の変貌がいまだかつてない広さと深さをもつて進行する。昭和三〇年代後半に示された農村労働力の大量流出もまた、かかる労働市場変貌の一側面にはかならなかった。この小論は、農村労働力移動の現段階的意義を労働力需要市場

の構造変化のなかで把握することを結局の意図としながら、直接には、開放経済体制への再編成を目指す重化学工業化政策の進展によって激化した労働力の吸引と排出のメカニズムを、今日の産業分解の摩擦の典型ともいへば石炭産業の側面であらえようとしたものである。

ところで、石炭産業と農村労働力の関係については、昭和二八年に発表した「炭鉱労働力と農村」⁽¹⁾において、炭鉱労働力の構成が戦後過渡的に近畿、中部、関東等の出身者が急増し、都市的要素の高まりと農村的要素の後退という傾向をあらわすが、それが昭和二五年朝鮮動乱を境として、第一に農村依存への急激な復活、とくに南九州等の辺境農村に対する重点指向、第二に公共職業安定所の輪旋による辺境農山村の二、三男雇用の増大という方向に転換したことが明らかにされた。すなわち、石炭産業が鹿児島、宮崎、熊本といった後進農業地帯の農村過剰人口を吸収することによって合理化をはかろうという傾向が明らかであった。このような石炭産業と農村労働力との結合関係が、ひとつの「原型」としてこの小論の問題意識の背後にある。昭和二八年という時点でとらえられたこの「原型」がその後いかに変貌しているか、それは最近の日本経済の構造的変化といかに関連するものであるのか、その説明が小論の中心課題である。

注(1) 大田遼一郎・松田昌二「炭鉱労働力と農村」、「農業総合研究」七巻四号(昭和二八年一〇月)参照。

二、労働力流動化問題の展開

労働力流動化問題が、具体的な政策課題として提起されたのは、昭和三五年の「国民所得倍增計画」においてである。すなわち「二重構造の緩和」はわが国経済の多年の懸案であるが、「この問題は、わが国経済社会に根深い基盤をもつものであり、成長が高ければ自然に解消していくというものではない。経済成長にともなう構造変化に即応するように人口の流動性を高め、産業間の労働力移動を推進するという課題を果さなければ、成長にともなう雇用機会が生ずるにもかかわらず、失業や不完全就業が残るということになる」⁽¹⁾として、労働力流動化を二重構造緩和のための、したがって、所得倍增計画の重要な課題として位置づけた。

昭和三八年一二月に発表された「国民所得倍增計画中間検討報告」は、この課題のその後の展開を総括して、大要つぎのようになっている。

倍增計画では、計画期間(昭和三六年から一〇年間)の前半は労働力の供給が豊富であり、後半に需給が引き締ると想定したが、現実には昭和三七〜三八年段階ではやくも中小企業、農

業、サービス部門等を中心とする労働力需給のひっ迫が大きな問題となった。近年の高度成長の下にあって、労働力需要はまず重化学工業、大企業部門等、発展の主導的部門でいちじるしく増大した。その後、消費需要が高まるにつれて消費財生産部門あるいは中小企業、サービス部門等、産業全般にわたって産業活動が活発になり、これらの部門でも労働力需要が拡大した。しかし、若年層と中高年層の賃金水準の相違（たとえば年令別賃金格差の大きさ）、雇用や賃金に関する制度（たとえば終身雇用や年功賃金）、慣習あるいは新しい技術の適応力といった事情から、その需要は若年労働力（とくに新規学卒労働力）に集中した。一方、この間の労働力の供給をみると、昭和三五、三六年には中学卒業者の著しい減少と、高校卒の著実な増加とによって、高校卒の就職率は急速に上昇した。これはとくに女子においていちじるしかったが、しかし、増大する労働力需要をまかなうには不十分であった。そのうえ、若年労働力の雇用は大企業、重化学工業部門にかたより、中小企業や、一部の消費財、サービス部門で若年労働力の不足に直面することになった。たとえば新規高校卒の就職者について、五〇〇人以上規模の企業に就職したものが昭和三二年には一七・三%であったが、三七年には三三・八%に増加し、逆に一四人以下の企業に就職したものは昭和三二年の二二・三%から三七年は一〇・六%に

低下した。

労働力需給のひっ迫は経済の各分野に大きな影きょうを与えており、消費者物価の上昇、中小企業経営に対する圧迫、農業労働力の質の劣弱化などはいずれもこれに深く関連している。

こうして日本経済は、中高年層の相対的過剰、減少しつつあるとはいえなお相当数の低所得者の存在というような問題を残しながら、はやくもここで労働力不足の基調に入り、今後日本経済全体がこのような労働力の相対的不足にどう適応していくか、また、労働力自体をいかに適応させていくかが、経済の高度成長を維持するうえで重要な課題となっている。こうして、従来豊富低廉な労働力を背景として成長してきた事情は大きくかわって、わが国経済は「予想以上にはやく労働面から一つの大きな転期を迎えた⁽²⁾」としている。

高度成長の政治的リーダーであった池田前首相は、この問題に関連して「およそ経済成長が生産性の向上を不可欠の条件とすることは申すまでもありません。このためには、従来の年功序列賃金にとらわれることなく勤労者の職務・能力に応ずる賃金制度の活用をはかるとともに、技能訓練施設を整備し、労働の流動性を高めることが雇用問題で最大の課題であります⁽³⁾」と、⁽³⁾「従来の失業対策に重点をおいた雇用政策の基調を、雇用の促進、労働力の流動化を中心とする方向に切りかえる」て

とを明らかにしている。こうしていわゆる流動化政策が、高度成長にともなう労働力の需要の増大に対処する労働政策の基本にすえられるのである。たとえば中央労働市場センターの開設は、この流動化政策の具体化の一つであって、これによって労働力の地域間、産業間の流動化を大いに促進しようというわけである。

現在の職業安定法は、紹介の原則として「公共職業安定所は、求職者に対してできるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先にこれを紹介するよう努めなければならない」(第十九条の②)と定めており、管轄区域内でできないときは「近接する公共職業安定所に連絡」し、それでもできないときに「他の公共職業安定所に連絡しなければならない」ということになっている。そして広域職業紹介については、「労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業につくことが困難であると認められる場合には」という前提条件のもとで「求職者が他の地域において職業につくことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し当該計画に基いて広範囲の地域にわたり職業紹介活動を行うことを命ずることができる」(第十九条二項)と定めている。

職業紹介の原則がこのように定められた経緯については詳らかにしないが、すくなくとも各地域内の求人者に労働力の確保を保障し、そしていくらかは求職者の生活に急激な変化を及ぼさない、という考慮が働いていたと思われる。事實は、こういう原則があったにもかかわらず、若年労働力求人に関しては新規学卒求職者の紹介原則が別条(第二五条二項)で実施されるということのために、地域によりあるいは職種によって若年労働力の求人はきわめて困難となっていた。新設された中央労働市場センターによっても、若年労働力のひっ迫とくにその地域間、産業間のひっ迫を緩和することは多くを期待できない。むしろ逆に停滞的地域や停滞的産業においては、これによってかえって若年労働力のひっ迫は深刻化することが予測できる。労働市場センターという方式が、重化学工業化にもとづく産業構造高度化の一環として生み出された経過からしても当然の方向であろう。

ところで、いうまでもないことだがこのような労働力流動化の促進方向は、資本の合理化政策ときり離しがたく結びついている。というよりはむしろ、産業構造高度化政策のなかでの労働力流動化は、資本の合理化を推進する積極であった。その意味で、労働力流動化は、資本の労働力吸引と排出の脈搏のごときものであるということができよう。だからこそ、ここでは労働

力の不足と過剰が表裏の関係で不断に併存するのである。

高度成長下の合理化には、きわ立った特質がある。それは、この段階の合理化が開放経済体制への適応つまり貿易・為替自由化への対応という外圧要因に促進されているという点である。したがって、それは個別資本の枠を越えて、総資本の再編成ないしは産業構造の再編成に及ばざるをえないという必然性をもっている。その合理化は産業的規模でのスクラップ・アンド・ビルドの推進を主要な形態とする。開放体制下で衰退を余儀なくされる産業は、スクラップ化する一方で、注ぎうる資本と労働の全力をビルド産業の体質改善、つまりは重化学工業独占の強化に集中する方向でその合理化は進められるのである。

このような特質のゆえに、現段階の合理化は、第一に、衰退産業部門からの労働力の大量排出としてあらわれる。その典型を石炭産業に見出すことができる。合理化の第二の主要な形態は、独占的大企業による中小企業の系列化、下請化の強化としてあらわれる。この点について、昭和三十八以降とみに深刻化した中小企業倒産の増加は、中小企業の経済的な存立条件が、系列化・下請化の強化の過程で構造的に不安定化したこととあらわれとみることができる。

こうして労働力の「相対的不足」と「相対的過剰」が不断に生み出され、これによって労働市場における労働力の流動と滞

留は、同じ展開局面のなかでますます固定化する傾向を強めざるをえないのである。

注(1) 経済企画庁編『国民所得倍增計画』(昭和三十八年一月) 一一頁。

(2) 経済審議会編『国民所得倍增計画中間検討報告』(昭和三十九年五月) 一三頁。

(3) 昭和三十八年一月国会における施政方針演説。

三、石炭産業の合理化と労働力流動

(一) 石炭危機の展開

石炭産業は、昭和二八年から二九年にかけてかなり深刻な不況に見舞われた。この不況を契機として、石炭産業はいわゆる「炭鉱合理化」の道を本格的にふみ出すのであるが、この合理化の道は、石炭産業の陥没的分解の前徴となるものであった。昭和三〇年八月の「石炭産業合理化臨時措置法」と、「重油ボイラー設置制限臨時措置法」という二つの保護政策的な措置があったにもかかわらず、結局のところ、この合理化は成功せず、石炭産業はついに破局的危機を迎えたのである。

この間の経過を概説すれば、大よそつぎのとおりである。

第二次大戦後、荒廃に瀕した日本経済復興の担い手として、いわゆる傾斜生産方式のもとに、国の助成をうけて生産再開の

道を歩いてきたが、昭和二八、二九年頃にはいわゆる高炭価問題が真剣にとりあげられ、昭和三〇年には石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されるにいたり、さらに石炭鉱業整備事業団が発足した。その間、競合燃料として石油の進出、また世界的エネルギー革命の潮流は、わが国経済の各分野に本格的に浸透し、昭和三四年には、貯炭の増加と炭価の低落という重大な事態に際会し、中小炭鉱の閉山が相次ぎ、多数の炭鉱離職者を出すこととなった。炭鉱離職者および合理化にあえぐ零細炭鉱労働者の生活は悲惨な様相を呈し、その救済のため「黒い羽根」運動が行なわれたのもこの頃であった。

昭和三四年二月、現行の合理化基本計画が制定推進されることとなり、大手炭鉱もこの頃より本格的に合理化と取り組むこととなり、昭和三五年後半からはいわゆる大手の老朽炭鉱が続いて買上げの対象となってきた。

特に筑豊における炭鉱は、大手といえども北海道や西九州の比較的新しく開発された炭鉱にくらべれば、老朽化し非能率のものが大部分であり、合理化にもっとも深刻な状態で対処せざるをえなかった。

石炭産業は、一般産業の好況時においてもひたすら悪化の一途をたどり、石炭産業再建のための抜本的な対策が要望されるにいたり、昭和三七年一〇月一三日石炭鉱業調査団の答申、つ

いで一月二九日石炭対策大綱が閣議決定され、これに関する諸法律の制定がおこなわれ、いよいよスクラップ化、ビルド化が昭和四二年を目標に進められることとなった⁽¹⁾。

戦後石炭問題の展開は、概略以上のとおりであり、昭和三八年現在における炭鉱労働者数、月間能率および出炭総量を、昭和二十七年のそれとくらべてみると、労働者数では二十七年の三割に激減、月間能率では三・一倍に増大、したがって総出炭量は八割の水準を維持している。これは一見したところ炭鉱合理化の成果であるようにみえる。つまり、石炭産業の合理化を、資本構成の高度化、人員縮小をもつてはかるとすれば、石炭産業はこの一〇年間に見事な合理化を達成したことになる。また、労働生産性の向上の度合をもつてはかるとすれば、これまた石炭産業はめざましい合理化をとげたことになる。しかし、現下日本の政治と経済の全機構的視点からすれば、これは炭鉱合理化の進展を物語るのではなくて、日本炭鉱業の「解体」を示すものにほかならないのである。以下この点を炭鉱労働市場の変貌という側面から検討してみよう。

(二) 炭鉱労働市場の基本構造

——失業的就業のメカニズム——

炭鉱労働市場には、ひとつのきわ立つた特質がある。労働市

場の内部に不断に、その意味で構成的な炭鉱失業を含んでいるということである。すなわち、炭鉱失業は、石炭産業の再生産過程に必須であるような構造それ自体であるからにはかならない。吉村朔夫氏はこの点にふれてつぎのようにいわれる。「戦後において日本の産業労働者のいぜんたる低賃金を根本的に規制しているものは、戦後いくたびかの恐慌過程につくり出された失業者・半失業者の大量堆積がその死錘となつていたのであるが、炭鉱業のばあい、産業循環に應じるいかなる資本制生産部門にもみられないドラスチックな大量労働者の排出量と廃棄速度が、炭鉱業の恒常的な労働力の価値切下げを強制する機構的な槓桿であつた」⁽³⁾。

石炭産業においては、炭鉱失業を資本蓄積の機構それ自体として構造的に組みこんでいるのである。つまり、炭鉱失業は、石炭産業の再生産過程に固有の構造的な一環であり、それなしには石炭産業の再生産は維持されないものとなつているのである。このような性格の炭鉱失業を基底として、中小炭鉱が存立し、そして、それが大手炭鉱の再生産を保障するという石炭産業の全機構については、九州産業労働科学研究所と日本炭鉱労働組合九州地方本部の共同報告『失業者』のなかで具体的にとらえられているが、これこそが、吉村朔夫氏が「炭鉱業のばあい産業循環におうじていかなる資本制生産部門にもみられないドラ

スチックな大量労働力の排出量と廃棄速度が炭鉱業の恒常的な労働力の価値切下げを強制する機構的な槓桿」であるとのべたものにほかならない。この点に関連して大里仁士氏は、大手炭鉱による鉱区独占と労働力独占が、中小炭鉱の再生産構造を規定するという点を検証して「大炭鉱の労働力独占の機構と、労働市場における過剰人口の存在から規定される中小炭鉱労働者の半失業者性格と、それにもとづく中小炭鉱低賃金水準の失業者賃金化」⁽⁴⁾という定式化を試みておられる。大手炭鉱の鉱区独占と労働力独占が、中小炭鉱に特殊な労働力流動法則を形成し、さらにその基底に、炭鉱労働市場に構成的炭鉱失業を固着させるメカニズムのなかで、中小炭鉱は「大炭鉱における大規模の肉体消費的労働が、大量の老廃労働力を排出し、これが中小炭鉱労働力として、小規模な切羽での裸手労働のために再編成される。そして中小炭鉱労働力が老廃労働力であり、したがって下降的移动しかとらないことから、停滞的な過剰労働力としての性格づけがなされる。この停滞的過剰労働力の性格のゆえにこそ、これに対応する中小炭鉱の労働条件が、失業者的なそれとして規定される」⁽⁵⁾という役割を負わされるのである。

いうまでもなく産業雇用における相対的過剰人口の存在は、資本蓄積の必須条件であり、なにも石炭産業に固有の法則ではない。しかしここでとくに、①これが産業雇用と過剰人口と

いう国民経済的な規模での労働市場現象としてではなく、石炭産業と炭鉱社会と炭鉱失業者という直接的な形態をとるという特殊性の問題、② それは炭鉱失業の大きな部分が災害や疾病に傷つき、老廃し、下降・転落・沈没する傾向を基本的にもっているということ、③ これらは石炭産業の資本蓄積の結果であるだけでなく、石炭産業の再生産と蓄積の機構的な要因となっていること、以上の三点を強調しておかなければならないであらう。

以上のような石炭産業の資本蓄積機構のなかで、炭鉱労働力はいくつかの特質を与えられる。その第一は、炭鉱労働がきわめて肉体消磨的な重筋労働であることに関連している。前記『失業者』は、中小炭鉱失業者の分析結果から、「第一に中小炭鉱失業者の約六割が再就職しており、約四割はなんらの仕事にもついていないこと。第二に、その再就職先は、中小炭鉱、職安日雇、公共事業、土建、その他雑仕事などにすぎず、これらは筑豊地帯における失業の主要な存在形態にはかならないこと。第三に、就職していない人たちの三分の一は老令・不具・廃疾などで身動きできず、中小炭鉱失業者の最下層を形成しており、その数は、再就職している人たちの層から、あるいは就職していない人たちの残りの三分の二の層からの絶えざる転落と沈没によって日まじに増大しつつあること」の三点を指摘して

いる。

さて、炭鉱労働力の特質の第二は、肉体消磨的裸手労働という点に関連して、炭鉱労働市場が閉鎖的流動を形成するという点である。いわゆる渡り鉱夫は、そうした閉鎖性の所産であったとみられる。戦後の一時期、炭鉱労働者のなかに都市他産業出身者の比重が増大したことが注目されたが、これも炭鉱労働市場の閉鎖性の解体と横断市場化を意味するものではなくて、むしろ都市における停滞的過剰人口の増大にもとづく転落形態として理解されるべきものであらう。

炭鉱労働力の閉鎖的流動に関連して、戸木田嘉久氏は大手炭鉱労働力の流動形態における下降法則を「大手炭鉱の失業労働力は、第三次人口として流通過程に転出する一部の人びと、幸いにも帰農しうる一部の人びとを除き、基本的には炭鉱地帯において大手↓中小↓零細炭鉱へと、あるいは土工日雇へと下降するとみてよい。そして、このような大手炭鉱労働力の下降法則が支配的であるからこそ、中小零細炭鉱にあって暴力的な労務統轄機構と前期的な賃金支払形態のもとで極度の低賃金水準が固定化されざるをえない」と指摘しておられる。この炭鉱労働力の流動における下降法則が、現在の危機の段階における炭鉱労働市場問題の困難をいっそう鋭いものにしていていることができよう。

(三) 炭鉱雇用の推移と失業の展開

(1) 炭鉱雇用の推移

戦後における石炭産業展開の画期を、たとえば中村隆英氏によればつぎのとおりである。⁽⁹⁾

第Ⅰ期（前史）——戦後昭和二三年までの石炭統制期

第Ⅱ期——昭和二四年から三〇年の保護立法の時期

第Ⅲ期——昭和三年から三四年の石炭鉱業審議会の答申までの時期

第Ⅳ期——昭和三五年以降の危機の時期

第Ⅰ期は、石炭傾斜生産の時代で、石炭産業は経済復興の重点産業として重要な位置をしめていた。第Ⅱ期は、ドッジラインを契機として石炭の統制が撤廃され（昭和二四年九月）、高炭価問題が生じつつあったが、朝鮮動乱ブームによって、石炭産業界に芽生えつつあった合理化の気運はうやむやになり、動乱ブームの終息とともに昭和二八年以降の不況をむかえるのである。つづく第Ⅲ期は、石炭産業臨時措置法によって象徴される、これによって、炭鉱買いつぶしという形態での、いわば保護された合理化がはじめられ、炭鉱失業問題がクローズアップされるが、昭和三年から三年にかけてのいわゆる神武景気が不況を表面からおおいかくし、石炭産業の危機は、内攻しながら、むしろその矛盾を増大していく。こうして、神武景気

の後退とともに、石炭産業は第Ⅳ期の破局的な危機の段階に至るのである。

第1表は戦後九州における炭鉱労働者数の推移を示したものであるが、これからあきらかなように、最近一〇年間のあいだに九州の炭鉱雇用は三分の一に縮小した。この傾向は、中小炭鉱が多かった筑豊地域でいっそうはげしく進んだ。

雇用の縮小に関連して、炭鉱数の推移をみると、昭和三〇年末に全国で七五〇鉱、九州で四四〇鉱、筑豊で二四六鉱あったものが、昭和三七年末にはそれぞれ四一八鉱（減少率四四％）、二二七鉱（同四八％）、一一〇鉱（同五五％）に減少している。このように筑豊地域の減少がもっとも大きく、昭和三〇年以降の減少炭鉱数のうち、全国総数の四一％、九州計の六四％が筑豊地域で減少している。そして、筑豊の減少炭鉱一三六鉱のうち一三〇鉱が中小炭鉱であった。

一方、こうしたはげしい炭鉱消滅の動きのなかで、いぜんとして炭鉱の新設・再開が進んでいることに注目しなければならない。筑豊のみについてみても、休廃鉱二九三鉱、新設・再開二三二鉱という状態であった。この点で、もうひとつ注目しておかなければならないことは、新設・再開炭鉱のほとんどが中小炭鉱であって、しかもそれが実は大手炭鉱の第二会社や租鉱炭鉱であるということである。この事実、石炭産業の構造変化

第1表 石炭統計指標

年 度	出 炭	実働労務者数 (年度末)			実働労務者 能率 (月当り)	移 動 率	
		大 手	中 小	計		雇 入 率	解 雇 率
	千トン	千人	千人	千人	トン	%	%
21年度	12,260.8	—	—	225.0	—	82.8	57.6
22	15,976.2	—	—	272.8	5.1	56.4	38.4
23	19,078.4	182.6	83.1	265.7	5.6	28.8	28.8
24	20,287.4	155.2	74.7	229.9	6.8	20.4	32.4
25	21,807.4	132.3	78.9	211.2	7.9	31.2	33.8
26	24,825.6	132.5	90.7	223.2	9.2	36.0	31.2
27	23,442.1	129.9	93.3	223.2	8.7	30.0	31.2
28	23,409.8	110.8	77.4	188.2	10.7	24.0	40.8
29	23,193.9	101.7	62.1	163.7	10.9	21.6	33.6
30	23,065.8	97.0	66.9	163.9	12.0	25.2	24.0
31	25,888.4	96.6	71.5	168.1	13.0	26.2	23.0
32	27,911.8	96.3	78.3	174.3	13.4	29.3	25.2
33	25,917.6	96.3	66.4	162.7	12.9	17.6	22.5
34	24,433.1	85.1	57.6	142.7	13.4	15.5	26.1
35	26,146.3	75.5	52.9	128.4	16.0	18.0	28.0
36	27,194.0	62.1	43.0	105.2	19.6	19.1	33.7
37	26,763.9	50.9	32.2	83.1	23.9	17.8	39.4
38	17,853.3	38.8	27.4	66.2	27.2	18.3	46.9

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

注1. 本表は通産省『石炭統計月報』より作成。

2. 人員数および能率は年度末、ただし38年は12月末である。出炭、移動率は年間の各月合計数である。

3. 出炭、人員、能率は九州分、移動率は全国分（25年以前九州分がないため）をとった。

4. 九州石炭鉱業連盟資料による。

の品質規定にかかわる問題としてとくに注目しておく必要があらう。

二四〇

ところで、「炭鉱業の資本蓄積機構からその価値水準を基本的に規定するのは産業循環に應ずる労働力の排出不いし廃棄の量と速度である」という点に関連して、同じ第1表によつて炭鉱労働力の移動状況をみると、展開の第Ⅱ期、つまり昭和三〇年頃までは雇入率と解雇率がいずれもほぼ三〇%の水準で、労働力の流動が循環的に維持されている。それが、第Ⅲ期つまり昭和三十一年から三十四年にかけての石炭産業の危機が内攻する段階で変調となり、昭和三十三年以降は一貫して解雇率が雇入率を大きく上回る傾向を示す。ここにおいて、炭鉱労働力の閉鎖市場

第2表 九州における退職事由別炭鉱離職者数の推移

年 度 分 年 区	合理化による 解 雇 者 数		自 己 の 都 合 に よ る 退 職 者 数		そ の 他 の 退 職 者 数		離 職 者 総 数	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
34年度	11,635	35.2	16,816	50.9	4,598	13.9	33,049	100
35	12,776	27.7	31,360	68.1	1,935	4.2	46,071	100
36	17,813	33.2	34,591	64.4	1,317	2.4	53,721	100
37	22,755	50.7	20,761	46.2	1,401	3.1	44,917	100
38年4 ～12月	19,059	63.2	9,144	30.3	1,955	6.5	30,158	100
合 計	84,038	40.4	112,672	54.2	11,206	5.4	207,916	100

注1. 35年度以降は「炭鉱離職者臨時措置法」に基づく労働省調査による。

2. 34年度は通産省『石炭統計月報』より推計。

3. 対象は常用労務者と職員である。

4. 九州石炭鉱業連盟資料による。

的性格と、その内部での下降堆積の法則とが、雇入れと解雇の循環流動の変調という事態と結合して、炭鉱労働市場の危機の段階への質的転換がはじまるのである。

(2) 解雇の進展とその堆積

以上のように、解雇率が雇入率を上回る状態が固定化した昭和三三年を、炭鉱労働市場の構造的危機の転換点とすることができ、炭鉱買いつぶしによる失業者の強権的析出は、すでにそれ以前からはじまっている。この過程をみれば、昭和三四年二月までの合理化買上げ申請が全国で一九一鉱、実績が一三六鉱で、このうち福岡県分がそれぞれ六二%と五三%をしめる。この買いつぶしにともなう失業者は、福岡県全体で昭和三十一年に三、五七二人、昭和三二年が三、八〇三人、昭和三十三年が五、五四一人、合計一二、九一六人に達している。この一二、九一六人の失業者のうち、自己就職が三二%、なんらかの形で再就職したものが四七%、残りが失業者として堆積あるいは動向不明という状態であった。自己就職者の八五%は炭鉱に再就職している。

さて、昭和三十三年を転換点として炭鉱失業はそれ以降急激に増加の途をたどる。第2表は、昭和三四年以降の九州における炭鉱離職者数の推移を示したものである。これによれば、昭和三四年度以降の五カ年間に合理化解雇が延約八四、〇〇〇人、自

第3表 炭鉱離職者の年令別構成比率

(単位：%)

年令区分	年令別退職者比率				合理化解雇者の年令別比率	
	35年10月 ～36年3月	36年度	37年度	計	年令区分	構成比率
30才未満	39.3	33.7	27.3	32.5	35才未満	33.3
30～49才	47.8	53.5	56.2	53.3	35～39才	20.3
50才以上	12.9	12.8	16.5	14.2	40～49才	27.8
					50才以上	18.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	計	100.0

注1. 「炭鉱離職者臨時措置法」に基づく労働省統計資料による。

2. 38年4月以降統計様式が改正されたため合理化解雇者のみの年令別構成比率を掲載した。

3. 九州石炭鉱業連盟資料による。

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

己都合退職者が延一一三、〇〇〇人、その他が一一、〇〇〇人、合計約二一〇、〇〇〇人が失業したことになる。

合理化解雇は、昭和三年までは一〇％台の水準であったが、昭和三四年に三五％に激増し、昭和三七年にはついに離職者の半数をこえて、石炭産業の危機の深化を物語っている。

失業の発生状況を大手と中小に分けてみると、総数で大手が上廻り、とくに中小のばあいには自己都合退職の比率が高いのに対して、大手では合理化解雇の比率が高い。炭鉱労働力の流動における大手と中小のちがいを反映するものとみてよからう。

第3表は、失業者の年令構成を示したものである。離職が大量化する初期の段階では、三〇才未満の青年労働者の比率が高くなっているという事実は、他産業への再就職転換が比較的容易な労働力がまず流出したということを物語るものであろう。

この三〇才未満の労働力が、在籍労働者のなかでしめる比率は、昭和三八年で一八％であるから、離職者のなかでこの年令層がしめた比率は、相対的にはいっそう大きい。これが現在、炭鉱労働者の老令化としてあらわれていることはあとでみるとおりである。

(四) 炭鉱失業の流動と滞留の諸形態

(i) 失業者流動の諸形態

第4表 福岡県炭鉱離職者の動向
(昭和38年3月現在)

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

種 別 項 目	人員(人)	備 考
a 昭30年6月以降炭鉱離職者失業保険受給資格認定件数	136,786	労働省統計
b 昭30年6月以降企業整備による炭鉱離職者数	71,721	"
c 職安扱県外就職数	9,382	石炭鉱業への再就職 7,560人を含む
d 全 上県内就職数	14,553	
e 移住資金受給者中自家営業	1,161	
f 全 上海外移住	324	
g 全 上帰農その他	4,737	
h 会 社 幹 旋	9,904	石炭鉱業連盟調
i 公 共 土 木 事 業	1,500	
j 職 安 一 般 登 録	19,656	緊就 5,319人を含む
k 職 安 日 雇 登 録	5,842	
l 生 活 保 護	15,340	

- 注1. aについては数回同一人で受給するものもあり、その累計数であるが、事実上の就職者数より相当上廻っているものとみなされる。
 2. bについては若干の把握もれがあるとみなされる。
 3. aあるいはbの他に通産省統計による実働労働者の減少状況として、昭和30年度～昭和37年度まで64,364名の数量(ただし職員、臨時夫、組夫を除く)が参考とされるが、a、bの数量と比較判断すると本県の事実上の炭鉱離職者は75,000名程度と推定される。
 4. c、dとhとの間には若干のダブリがある。
 5. jおよびk、lにも相互に若干のダブリがある。
 6. c～lの総計82,399名は事実上の離職者数より上廻るが、これはc～lにそれぞれ重複計上があるからと思われる。
 aあるいはbとc～lの総計とは比重的判断はできない。

(a) 炭鉱失業者の帰趨状況
 昭和三五年以前の段階における炭鉱失業を調査した『北九州地方における開発事業による炭鉱失業者吸収効果調査』は、そのなかで「一般の炭鉱失業の創出機構が、基本的に旧来の日本型合理化、臨時労働量の伸縮方式であるばかりでなく、その救済機構も従前のそれを基礎とするもので、兼業、帰農、内職、拾い仕事といった家族制度による自己救済はもとより、失業保険、生活保護費、失対事業費等の国家救済制度とともに、労働力再生産費の社会的負担への転化によって炭鉱資本は現在の不況と失業問題を回避せんとして(11)る」とのべたのであるが、しかし、臨時労働量の伸縮方式という創出機構と、それを基礎とする救済機構というこの定式化は、昭和三五

第5表 九州における炭鉱離職者帰趨状況
(昭和34年4月～38年12月)

種 別 項 目	人員(人)	比率(%)	備 考
職安紹介一般就職者	35,673	24.6	安定職場就職者と見做される者58.3%
炭鉱その他縁故者斡旋一般産業就職者	16,396	11.3	
炭鉱への再就職現在籍者(注1)	21,176	14.6	
自営帰郷その他就業者	11,297	7.8	失業救済的諸事業へ就業者16.1%
職安紹介公共事業就職者	9,277	6.4	
緊急就業就労者	5,447	3.8	
日雇就労者	8,491	5.9	完全失業者15.7%
失業保険、促進手当受給者	20,201	13.9	
失保なき不就労求職者(職安)	2,591	1.8	
職業訓練所入所中の者	1,273	0.9	
帰趨不明者	12,984	9.0	
離職者総数(注2)	144,806	100.0	

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

注1. 炭鉱への再就職現在籍者、算出式.

38年12月末炭鉱動統5年未満常用労務者数×動統1年未満常用労務者中炭鉱経験者率
24,112人×87.8%

(資料は通産省統計資料による).

2. 離職者総数算出式(労働省職安統計による).

5年間の離職者累計—炭鉱再就職重複分(炭鉱再就職累計—炭鉱再就職現在籍者) 207,916人—63,110人 (84,286人—21,176人)

3. 緊急就労、日雇、失保、促手受給者、失保なき不就労求職者、訓練所入所中の者等各欄の人員はすべて昭和38年12月末現在である.

4. 九州石炭炭業連盟資料による.

年以降の、深化した石炭産業の危機の段階を説明するには十分でないようにおもわれる。

この段階ではもはや石炭産業は、「循環変動が規定する限界企業群の操業量の伸縮に應ずる労働力と労働強度の増減調節」機能を失なっているからである。以下、こういった段階での排出・救済機構が、いったいどのような態様をとるのかに注目しながら、炭鉱失業者の流動の状況をみよう。

昭和三十八年三月に福岡県当局が推定した県下炭鉱離職者の動向を第4表に示した。この表の附記にのべられているように、各項目相互の重複がはつきり区分できないということもあって、この表によつて、ただちに動向を量的に確定することはできないが、大体の傾向はうかがえる。

表の数字は、職安一般登録を中心とする公共土木事業、職安日雇登録といった

日雇的な形態でとどまっているものもとても多く、生活保護の一五、〇〇〇人をあわせて離職者の半数以上が地元で滞留していることを示している。県内就職者は約一四、〇〇〇人で、

このうちの半数が炭鉱に再就職している。これに対して、県外に就職したものは離職者総数の約一割強にすぎない。このような傾向は、第5表によっても検証される。この表は、昭和三八年一月現在でおさえ九州地区全体の炭鉱離職者の帰趨状況である。これによれば、昭和三四年以降の五年間に一四五、〇

〇〇人が炭鉱を離れ、そのうち約二一、〇〇〇人が炭鉱に再就職しており、これに他産業就職者三五、〇〇〇人をあわせて、全体の五八%が再就職しており、その他が失業救済事業や失業保険受給中など、いわゆる要対策者として堆積している。

ここでいう他産業再就職者の就職が安定した内容を備えているかどうかという点に問題は残るが、とにかく炭鉱失業者の半数が、現在なお不安定な形で滞留しているという事実が目立っており、おきたい。

(b) 再就職の停滞について

第6表は、昭和三八年現在における炭鉱失業者の再就職実績を示したものである。これによれば、求職者総数に対する就職者は、全国で六二%、九州で五七%である。このうち職業安定所紹介によるものは全国で三二%、九州で三三%、会社のあっせんによるものが全国で一七

%、九州で一六%という状態で、就職の進展が求職者の増大に追いつかないために、求職者（つまり失業者）は年々累積する結果になっている。

なかでも、九州は失業者の絶対数は他の産炭地にくらべて最も多いにもかかわらず、就職率は最も低位にとどまっています。その面でも炭鉱失業者の堆積が相対的にはいっそうはげしく進んでいることがわかる。

ところで、炭鉱失業者の再就職を困難にしている条件として、これら失業者の年令が高いという条件がたしかにある。たとえば、求職手帳所持者の年令構成において、五〇才以上が三七・五%を占めてもとても多く、四〇～四九才が二八・八%でこれにつき、三五～三九才の一四%をあわせてみると、いわゆる中高年令層が全体の七九%をしめるという状態である。これに、炭鉱労働が本来きわめて肉体消磨的な重労働であるということとをあわせて考えてみれば、炭鉱失業者の再就職がきわめて困難な問題をはらんでいるといわなければならない。たとえば、労働省が再就職促進のために作成した『炭鉱離職者転換可能職種一覽』によれば、採炭掘進夫の精神的身体的特質として、①体力および手・腕・背・脚の力、②目と手足の共応、手腕の器用さ、③危険に対する注意力と機敏さ、④危険で不快な条件下で働く意欲、⑤他人との協調性、の五つがあげられている。こ

再 就 職 実 績 (昭39年1月末現在)

政 府 関 係 事 業 団 会 社 あ る 自 己 就 職 就 業 者 等	機 関 等 へ の 職 就	機 関 等 へ の 職 就	機 関 等 へ の 職 就	機 関 等 へ の 職 就	機 関 等 へ の 職 就	機 関 等 へ の 職 就
39年1月末求職者	39年1月末求職者	39年1月末求職者	39年1月末求職者	39年1月末求職者	39年1月末求職者	39年1月末求職者
(460)	710(170)	4,060	2,110	10,460	3,970	3,320
(80)	180(80)	180	800	2,780	1,110	980
(50)	320	410	630	2,890	1,990	1,800
(1,090)	890(250)	5,490	2,490	20,280	15,110	13,800
(1,680)	2,100(500)	10,140	6,030	36,410	22,180	19,900
3.2	4.9	28.1	14.6	72.5	27.5	
2.1	4.6	4.6	20.6	71.5	28.5	
1.0	6.6	8.4	12.9	59.2	40.8	
3.1	2.5	15.5	7.0	57.3	42.7	
2.9	3.6	17.3	10.3	62.1	37.9	

《ノート》 石炭産業の合理化と労働力流動

定数で1月現在未達成のものである。

の採炭掘進夫が容易に転換しうる職種としては、鉄工夫、配板整備工、熱処理工、油漆工、鍛削工、鋼材整理工などがあり、そして、若干の習熟期間を必要とする職種として孔明工、空気錘工、当盤工、鎮焼工などがあげられている。炭鉱労働のなかで、もっとも基幹部門を担当した採炭掘進夫の肉体消費的な不熟練の裸手労働を如実に物語るものとして、この資料はいかにも象徴的である。

体力だけを頼りに、危険で不快な条件下で働く意欲ということ、こういった労働力の類型は、石炭産業の蓄積機構の産物であって、けつして炭鉱労働者自身の精神的身体的特質などではない。炭鉱失業者の再就職の困難は、なによりも石炭産業の蓄積機構に根ざす問題なのだといわなければならぬ。

(c) 石炭産業への再就職について 再就職した炭鉱失業者のうち、ふたたび炭鉱に就職したものの比率は、昭和三四年には再就職者の八〇% (実数で一九、七八一人) をしめたが、昭和三八年には五二% (実数で八、九〇五人) に減少している。これは、昭和三七年を境とする炭鉱労働者数の激減傾向とあわせて考えると、「臨時労働量の伸縮方式」としての炭鉱労働市場の循環変動が、崩壊の度を強めていることを示すものとみることができる。それは、なによりも中小炭鉱の消滅を主要内容として進行している石炭産業の構造的危機の段階における

第6表 昭和38年度炭鉱離職者

地区別	38年3月末求職者	38年度新規求職者	求職者計	安定所紹介による就職		
				広域	一般	計
北海道	1,500	12,930	14,430	1,900	1,850	3,750
本州	2,100	1,790	3,890	600	1,100	1,700
“ 西部州	1,900	2,980	4,880	790	740	1,530
九 計	13,300	22,090	35,390	6,660	5,000	11,660
	18,800	39,790	58,590	9,950	8,690	18,640
比率(%)						
北海道			100.0	13.2	12.8	26.0
本州			100.0	15.4	28.3	43.7
“ 西部州			100.0	16.2	15.2	31.4
九 計			100.0	18.8	14.1	32.9
			100.0	17.0	14.8	31.8

注1. 福岡通産局『産炭地域振興の現況と問題点』による。2. カッコ内の人数は予

「石炭産業の解体」と直接に関連するのである。

(d) 農業への回帰

戦後過程における農村労働力と炭鉱

との結びつきは、傾斜生産終了後の合理化段階に増大した。それも、主として大手炭鉱における合理化の一環として位置づけられるものであった。たとえば、貝島大之浦炭鉱についての調査によれば、昭和二〇年から二二年に入職したものでは前職工業が二四・九%をしめてもともと多く、全体として都市的労働力の比重が高かったが、昭和二三年から二七年にかけて入職したものは、農業出身者が四七・二%と圧倒的に多くなり、逆に、工業出身者はわずかに八・六%という変化をしめしている。⁽¹²⁾しかし、大手炭鉱においても、昭和二八年以降の不況段階における人員整理の過程で、農業出身の労働力が真先に整理の対象となったことは、昭和二八年から三三年にかけておこなわれた希望退職者の出身職業で、農業出身が大きい比率をしめたという事実にあらわれている。⁽¹³⁾だが、希望退職段階における農業出身労働力の排出を、単に出稼ぎの労働力の農村回帰としてとらえるのは不十分である。やはり、大手炭鉱の労働力下降法則という独自の排出機構のなかでの流動としてとらえなければならぬ。戸木田嘉久氏が炭鉱労働市場に特有の流動形態としてとらえた農業↓大手炭鉱↓中小炭鉱、あるいは農業↓大手炭鉱↓農業↓中小炭鉱という下降法則が、このばあいでも貫徹して

いるのである。最近の炭鉱失業者の帰趨に、帰農の比重がきわめて小さいことも、これとの関連で理解しなければならぬ。

炭鉱労働市場と農業との関係で、この段階でとくに注目しなければならないのは、炭鉱地帯の貧農の問題であろう。たとえば、福岡県下の飯塚、田川、直方の職業安定所管内で、二・三反の田畑で農家としても自立できず、ほかに定職もない半農半鉱の零細農家の炭鉱失業者が、求職手帳保持者の約一五％に達することが報告されている。⁽¹⁴⁾

昭和三十九年に、九州大学農業経済教室が嘉穂郡庄内町を対象としておこなった調査によれば、この町の庄内、三共、赤坂という零細炭鉱は、合理化以前の不況期にすでに廃山し、残った三菱鯉田、麻生網分、福菱六坑、原口仁保といった炭鉱も、昭和三十四年以降の合理化過程で相ついで閉山となり、昭和三七年度の仁保炭鉱の閉山をもって庄内町内の炭鉱はすべて消滅してしまったという「廃坑の町」である。この調査農家四〇戸のなかで、炭鉱および炭鉱関連産業からの離職者は、昭和二六年から三〇年にかけて五人、昭和三十一年から三十四年にかけて二人、昭和三五年に三人、昭和三六年に二人、昭和三七年に二人、昭和三八年に六人、合計二〇人を数える。第7表はその動向を示したものである。これによれば「三〇年以前の離職者は、例は少ないが年令が比較的若く、安定的な職種をもとめた積極的離

職型であるのに対し、三五年以降の離職者は高年令であり、世帯主多く、その結果、鉱員よりは一段と条件の悪い職種への再就職、あるいは自営商店をはじめているもの、あるいは日鉄二瀬（炭鉱）の特約店として石炭販売業をはじめめるものなどの消極的転職型である。そして帰農したといえるものは二人にすぎない。そこで問題なのは、三八年になって激化した労働力の放出が、失業中という形で滞留していることであろう。これらの労働者はいずれも四〇才前後であり、家族もちである。一方、炭鉱の終閉山によりこの地域一帯の就業機会第三次産業を含めて減少している。従ってこれらの労働者は、地域内での転業の機会もせまく、まして他出の形態で地域外就職機会を見出すとうとするとき、その制約は炭住居住の老壮年層労働者よりいっそうきびしい」という実情である。

このように炭鉱地帯の貧農問題は、現在の炭鉱労働市場問題の重要な一環であり、炭鉱地域の失業対策事業就業者のなかで、ちょうどこの時期に農家出身者が激増しているという事実は、この問題の内容を示しているものといえる。

(e) 北九州工業地帯との関係 炭鉱労働力と北九州工業地帯、あるいは炭鉱労働市場と北九州の労働市場との関係は、昭和三〇年の段階まではそれほど強くはなかったようである。この点は、当時の北九州主要工場労働者の前職構成から明らか

第7表 炭鉱および関連産業の離職者の動向

動 向 離職年代	退職時の業 職	退職時の年令	続 柄	現 在 の 状 況	自家 農耕 面積	自家 労働 日数
昭和 30年以前	炭鉱、鉱員	22才	三男	養子	9.8反	日
	炭鉱、鉱員	48	経 営 主	公務（郵便局）	6.5	10
	炭鉱、鉱員	23	あ と つ き	公務（郵便局）	6.5	200
	炭鉱、鉱員	27	あ と つ き	組夫	4.3	150
	関連（農場）	27	経 営 主	公務（役場）	1.9	
昭和 35年以降	炭鉱、鉱員	24	経 営 主 の 弟	東京、工員	12.3	
	炭鉱、鉱員	36	経 営 主	ワラ加工、農業	6.1	320
	関連（現場）	?	二 男	石炭販売業を営む（分家）	5.5	
	炭鉱、鉱員	24	四 男	愛知、土建運転手	9.8	
	関連	45	経 営 主	自営	3.0	30
	炭鉱、鉱員	44	"	養鶏農家、失業保険あり	13.0	80
	炭鉱、組夫	30	"	土建業、大工	2.6	60
	炭鉱、鉱員	30	"	坑外運搬夫	10.7	50
	炭鉱、職員	39	"	傍系会社に配転（職員）	9.8	30
	関連、工夫	49	"	失業中（失業保険なし）	7.7	100
	炭鉱、鉱員	41	"	失業中（失業保険あり）	5.5	30
	炭鉱、鉱員	38	"	"	4.8	10
	炭鉱、鉱員	42	"	"	1.3	10

で、前職が炭鉱労働者であったものは、八幡製鉄本工で三・一％（昭和二五年）、同製鋼部門で一・七％（昭和二八年）、同工作部門で一・二％（昭和二八年）、同現業部門で〇・四％（昭和二九年）、また八幡製鉄の関連企業である永田製作所で一・一％（昭和二九年）、同じく東海鋼業で二・六％（昭和二九年）といった程度であった。炭鉱失業の急激な増加と時期を同じくして、筑豊地帯から北九州への通勤労働者がいちじるしく増加している。昭和三〇年に筑豊地帯から北九州市へ通勤する労働者数は六、九五四人であったが、昭和三五年には二〇、四五九人とは三倍に達している状態である。⁽¹⁶⁾

これらがただちに炭鉱失業者の北九州流動とはいえないが、石炭産業のはげしい労働力排出が、中小炭鉱の消滅を、したがって、炭鉱労働市場の循環流動の切断を内容として進行している現在、それは明らかに隣接北九州工業地帯に低賃金と失業問題を深化させる要因のひとつとなっている。

(f) 産炭地誘致企業の雇用と就業 昭和

第8表 産炭地域振興事業資金貸付企業の業種別集計表（37、38年度計）

		鉄	鋼	機	械	窯	業	紙	織	維	食	品	鉱	業	その他	計
九州合計	件数（件）	5	6	9	3	11	10	3	17	64						
	総設備資金（千円）	579,789	176,042	600,936	170,306	553,231	364,332	130,513	1,474,258	4,049,398						
	事業団融資額（千円）	167,000	57,400	167,500	37,300	162,050	94,800	39,000	440,900	1,165,950						
	雇用人員（人）	237	238	777	116	2,004	597	137	849	4,955						
	内離職者（人）	154	157	582	102	1,191	444	90	619	3,330						

注：福岡通産局『産炭地域振興の現況と問題点』による。

三十八年度までに、産炭地振興対策の一環として誘致された企業は、九州計で六四企業あり、このうちの七〇％が筑豊地帯に設置されている。これを業種別にみると、軽工業部門とくに女子労働力への依存度の高い縫製工業と食料品製造業がもっとも多く、これについて地下資源にめぐまれた窯業・土石製品製造業などがおもなものである（第8表）。この六四の誘致企業のなかで地元資本による新増設が三四、炭鉱業から転換したものが一五、九州以外の地域の資本によるものが一五となっている。これらの六四の誘致企業の総雇用人員は四、九五五人で、その五七％が炭鉱失業者である。しかし失業者本人が雇用

されているのは大体三〇％程度とみられる。密着失業者の雇用を期待された企業誘致ではあったが、実際は失業者本人の雇用より失業者世帯の子弟が吸収されたわけである。その雇用条件は、たとえば「離職者本人一〇名、子弟二三名、その他一八名の規模の企業で平均月収一九、〇〇〇円。全般的にはやはり東京、名古屋、大阪等の先進地域に比較すると二割程度低いものとなっている」という状態である。また、田川市における誘致企業の実態調査によれば、中学卒の女子労働力を主体としているN衣料株式会社では日給二七〇円、三井炭鉱の失業者を主体とするTタイル株式会社では男子で月一〇、〇〇〇円、女子で月八、〇〇〇円となっている。こうした賃金水準は、失業対策賃金あるいは生活保護給付水準にようやく見合うかどうかという低い水準であって、企業誘致を指導する立場にある福岡通産局が「企業誘致のために、地元市町村が低廉な賃金を必要以上に売りものにするこの弊」を指摘せざるをえないという実状であった。結局のところ、企業誘致という産炭地対策の基本的内容と役割は、低賃金を固定化し、低賃金労働力を産炭地にしばりつける以上のものではなかったといえる。この点について、田浦良也氏の「工場」の地域進出は、一般的には労働力の移動の制限性にもとずく地域の低賃金基盤に吸着するものであり、それは賃金上昇、労働力移動の促進傾向を地域的に分断し、

第9表 炭鉱遍歴回数別構成

(単位: %)

炭鉱規模別	遍 歴 回 数				
	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上
合 計	23.4	33.3	19.8	10.7	9.8
大 手	61.3	25.8	6.5	3.2	3.2
中 小	19.2	31.3	24.6	19.5	15.4

注. 炭鉱問題調査会調.

逆に阻止する方向に作用する⁽¹⁸⁾という指摘に注目しておきたい。
 (2) 滞留構造の変化
 炭鉱労働者の流動状況を見ると、大部分の炭鉱労働者は、炭鉱↓失業↓炭鉱という遍歴をくりかえしている。第9表は炭鉱労働者の炭鉱遍歴回数を示したものである。これによれば、炭鉱に就職してまだ一度も移動したことがないという労働者は、全体の三割に満たず、とくに中小炭鉱では二割以下である。そして、中小炭鉱の労働者は、実にその六割に及ぶ労働者が過去に三回以上の失業を経験しているのである。「中小炭鉱が失業者を失対事業なみの労働条件で雇用し存在を維持⁽¹⁹⁾」していることとの労働市場面での形態がここに示されている。

しかし、昭和三五年以降の石炭産業の構造的危機の進展は、なによりも中小炭鉱の消滅という形で展開しており、したがって、大手炭鉱と、それを補強する機能を負わされた中小炭鉱の存在という、石炭産業の再生機構をも同時に解体させるものであった。炭鉱労働者の側での炭鉱↓失業↓炭鉱という流動形態も、ついにこの段階に至って解体せざるをえない。

昭和三五年以前の段階までは炭鉱失業は、石炭産業の再生産過程のなかで、それなしには再生産が破綻するほどの構造的一環であった。つまり、石炭産業は、炭鉱失業をふくんだ形態ではじめて石炭産業たりえたのだが、現在の段階の炭鉱失業は、炭鉱↓失業↓窮民化沈滞という形で、石炭産業の再生産機構から排出され断絶されているのである。K・マルクスが「現役労働者の廃兵院であり産業予備軍の死重である⁽²⁰⁾」とした相対的過剰人口の最低の沈滞層「被救恤的窮民」の急激かつ構造的な析出をここに見出すことができる。K・マルクスにおける「被救恤的窮民」は、①労働能力者、②孤児および窮乏児、③零落者、ルンペン、労働無能力者(これはことに分業のおかげで転換能力がないために没落した人々とか、労働者の標準年令以上に達している人々とか、産業の犠牲者たる不具者、病弱者、寡婦など)の三つの範疇から成り立っており、その窮民化は「資本制の蓄積の絶対的・一般的な法則」なのである。いま、

一方における高度蓄積の展開のなかでの炭鉱失業の急激かつ構造的な窮民化の進行、これが、労働市場側面における石炭産業の構造的危機の具体的内容である。

単に失業者の地元滞留という形態のみを問題とするならば、炭鉱失業者はこれまでも不断に滞留してきたし、それが炭鉱労働市場の特質であった。しかし、現在の段階の炭鉱失業者は、炭鉱労働市場の枠のそとで、しかもきわめて制限された流動化条件のなかで堆積・沈澱せざるをえない。この点で現段階の炭鉱失業はこれまでのそれと質的に異なってきたのである。

昭和三年当時には、炭鉱失業者の四七%がふたたび炭鉱に再就職したが、昭和三八年現在では、炭鉱再就職が可能であったのは失業者の一〇%にすぎないし、また、昭和三年には、失業者のうち生活保護受給世帯となったものはわずかに七・四%であったのが、昭和三八年には二〇%に達しており、失業保険受給期間が切れるのともなう生活保護世帯の比率は増加する傾向である。この間の変化は、けっして単に量的な変化なのではなくて、質的な変化を意味しているのである。依田精一氏は、炭鉱失業者の家族分解という側面からこの問題にふれて「停滞的な失業家族においては、家族は形態的にも、精神的にも、ほとんど崩壊している場合が多い。崩壊した失業家族がいきつくところまでいくと、家族はばらばらに解体されつくされ、家族

員は各自孤独なルンペン・プロレタリアートとして浮浪するようになるのである。注目すべきことは、炭鉱失業家族が、一時的失業による臨時的流動的失業家族から、長期的失業による慢性的停滞的な失業家族、それも一時的停滞から窮民的停滞をへて、最後にルンペンに沈澱する方向に崩壊の過程をたどりつつあることである」⁽²¹⁾として、経済的貧困の長期的継続によって生じる炭鉱失業世帯の家族保護機能の崩壊、世代再生産機能の崩壊を指摘しておられるが、これも炭鉱失業の、したがって炭鉱労働市場の質的变化の一側面にほかならない。

(五) 炭鉱労働市場の変貌

中小炭鉱の消滅と、したがって炭鉱力需給の萎縮をともなった炭鉱労働者数の激減は、炭鉱労働市場変貌のもっとも集中的な表現であるのだが、ここでは主として炭鉱労働力の変化がどう進んでいるかをみておこう。第10表は最近数年間における炭鉱労働者の年令構成の推移を示したものである。これによって、わずか数年のあいだに、炭鉱労働者の老令化がはげしく進行していることが注目される。すなわち、昭和三年には全体の三四・四%をしめていた三〇才未満の青年労働者が、三八年にはほとんど半分に減少し、これに対して、四〇才以上の年令層が三三%から四四%に増加した。

第10表 炭鉱常用労働者年令構成の推移（全九州）

（単位：％）

年 令 区 分	32年12月末	35年12月末	37年12月末	38年12月末
18～才	0.3	0.3	0.1	0.1
18～20	2.3	1.8	1.0	0.9
20～25	12.2	9.9	6.6	5.6
25～30	19.6	16.2	13.0	11.6
小 計	34.4	28.2	20.7	18.2
30～35	18.4	19.8	19.0	18.4
35～40	14.1	16.6	19.2	19.8
小 計	32.5	36.4	38.2	38.2
40～45	12.9	13.3	15.1	16.5
45～50	11.3	12.1	13.3	13.9
50～55	7.6	8.1	10.1	10.5
55～60	1.0	1.4	1.8	2.0
60才～	0.3	0.5	0.8	0.8
小 計	33.1	35.4	41.1	43.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

注. 通産省『石炭統計月報』による。

これを他産業労働者の年令構成とくらべてみれば、炭鉱労働力の老令化が、いかに深刻な問題であるかがあきらかである。第11表は、それを昭和三八年末の資料と比較したものである。三〇才未満の男子労働力が四二％をしめる全産業平均に対して、炭鉱の三〇才未満は一八％にすぎない状態である。

ところで、一方、炭鉱労働力の定着性が近年いじろしく低下しているという事態は、一見これと矛盾するように見える。第12表は、定着状況の変化をみたものである。昭和三四年に雇入れた労働者についてみると、一年たったあとで残っているものが、大手炭鉱で七五・五％、中小炭鉱で四八・五％であるが、それが四年たったあとでは、大手炭鉱で二一・一％、中小炭鉱ではわずかに五・五％しか残っていないのである。中小炭鉱における労働力流動のはげしさはともかくとして、大手炭鉱の定着率が最近急速に低下する傾向をみせていることは注目に値する。たとえば、昭和三七年に雇入れた労働力についてみると、そのほとんど半分が一年目にはやめているという状態である。雇用構造の側における石炭産業の危機の表現といえよう。こうして石炭産業は、一方でほう大な労働力を排出しながら、同時に他方で深刻な労働力

第11表 労働者年令構成の比較
(昭和38年12月末現在)
(単位: %)

年令区分	全産業 雇用者(男)	全九州 炭鉱常用
総 数	100.0	100.0
15才~19	8.3	1.0
20 ~24	17.8	5.6
25 ~29	16.3	11.6
30 ~39	27.7	38.2
40 ~54	21.5	40.9
55才~	8.4	2.8

- 注1. 全産業は、総理府『労働力調査報告』による。
2. 炭鉱は、通産省『石炭統計月報』による。

の不足に直面することになるのである。
労働力の過剰と不足の同時的存在は、単に石炭産業のみならず、資本蓄積の構造的必然であるのだが、現在進行しつつあるところの石炭産業雇用におけるばう大な排出(過剰)と雇用の絶対的困難(不足)は、かつて石炭産業雇用の構造的特質であった「景気循環に應ずる臨時労働量の伸縮方式」のそれではなくて、まさに石炭産業の解体——つまり産業分解そのものの具体的発現形態にはかならない。その意味で、重化学工業化を基本路線として展開している高度蓄積段階での石炭産業の労働力排出流動は、農業をはじめとする自営業層の落層分解との共通

第12表 雇入後の経過年数別定着状況

(単位: %)

炭規 模別	経過年数	34年度雇入分	35年度雇入分	36年度雇入分	37年度雇入分
大 手	同年度内	85.3	91.6	79.1	70.5
	1 年 目	75.5	75.9	50.0	52.1
	2 年 目	65.5	57.1	35.6	—
	3 年 目	48.3	42.3	—	—
	4 年 目	21.1	—	—	—
中 小	同年度内	48.5	48.2	50.1	54.9
	1 年 目	29.4	24.4	21.9	25.0
	2 年 目	18.2	11.8	11.9	—
	3 年 目	8.5	7.1	—	—
	4 年 目	5.5	—	—	—

注. 通産省石炭統計資料による。

性さえ見出すことができる。

石炭鉱業連盟の資料は、この深刻な労働力不足について「大手炭鉱が現在わずかに七〇〇人の労働者の充足に苦心しなければならぬのはなぜか」と問題を提起して、さらに、大手炭鉱の雇用事情における自然的退職の相対的増加傾向に注目しつつ、「最近では大手本来の労働者は、離職しても他の大手炭鉱にさえなかなか行こうとしない。しかも、以前のように農村地帯からの新たな労働力補給が受けられないとすれば、その対策はいきおい中小炭鉱の離職者にむかざるをえない実情⁽²²⁾」であるとして、大手炭鉱の労働力雇用が、中小炭鉱のきわめて流動的な労働市場のなかに入りこんできたこと、そして、それが大手炭鉱自体の労働力の流動性を高めずにはおかないこと、したがって労働力の部分的・一時的不足は際限なくくりかえされるであろうこと、そして、そのことが中小炭鉱の労働力補充をきわめて困難にするであろうということを指摘している。

大里仁士氏は、中小炭鉱の産業資本的發展を阻止する諸要因を究明されるなかで、中小炭鉱上位の炭鉱資本が「まがりなりにも資本蓄積によって近代化し、大規模化する方向を放棄して、労働市場における失業の圧力と大炭鉱による炭鉱労働力の吸収排出の機構を前提とする失業者の労働条件に中小炭鉱の経営を結合させ、停滞的前期的な経営形態にきりかえることによって

存立を可能とした⁽²³⁾」過程をあきらかにされた。ところが、石炭産業の構造的危機の現段階で、かつて中小炭鉱が大手に抗して存在を維持するためにとった蓄積の機構を、いまは大手炭鉱が本質的にはこれと同じ道をたどらざるをえないのである。大手炭鉱の分解による第二会社の設立や、租鉱炭鉱の創設は、大手炭鉱の中小炭鉱的変容のもっとも集中的な表現にはかならない。

注(1) 九州石炭鉱業連盟「炭鉱経営資料」。

(2) 吉村朔夫「日本炭鉱業の解体について」、「産業労働研究所報」第二十七号。

(3) 吉村朔夫、前出論文。

(4) 大里仁士「中小炭鉱の再生産構造」、九州経済調査協会研究報告六四号。

(5) 大里仁士、前出書。

(6) 九州産業労働科学研究所・炭労九州地方本部編『失業者』（昭和三〇年）。

(7) 大田遼一郎・松田昌二「炭鉱労働力と農村」、「農業総合研究」七巻四号（昭和二八年）。

(8) 戸木田嘉久「炭鉱失業の諸問題」、「九州産労資料月報」八七号（昭和三十一年一〇月）。

(9) 中村隆英「炭鉱労働問題の現状」、「日本労働協会雑誌」五二号（昭和三八年七月）。

(10) 吉村朔夫、前出論文。

- (11) 九州経済調査協会『北九州地方における開発事業による炭鉱失業者吸収効果調査』（昭和三五年三月）
- (12) 大田・松田、前出論文。
- (13) 『九州産労資料月報』五四号（昭和二九年一月）。
- (14) 九州石炭鉱業連盟『炭鉱経営資料』一五九号（昭和三九年）。
- (15) 福岡県『産炭地農業の動向』（昭和三九年四月）。
- (16) 九州経済調査協会『九州労働市場調査報告（2）』（昭和三九年一〇月）、二九頁。
- (17) 福岡通産局『産炭地域振興の現況と問題点』（昭和九年）。
- (18) 九州経済調査協会『九州労働市場調査報告（2）』（一〇四頁）。
- (19) 大里仁士『中小炭鉱の再生産構造』。
- (20) K・マルクス『資本論』第二章四節。
- (21) 徳本正彦・依田精一『石炭不況と地域社会の変容』（昭和三八年）、一四八頁。
- (22) 九州石炭鉱業連盟『炭鉱経営資料』一五九号。
- (23) 大里仁士『中小炭鉱の再生産構造』。

四、む す び

大田遼一郎氏は、昭和三四年に書かれたその労作「九州にお

ける労働市場と農村」において、戦後九州における労働力需要の要因変化と産業人口移動を検討されて、つぎのような特徴を指摘しておられる。すなわち、第一に、戦後経済構造の重化学工業化傾向のなかで、九州においても、とくに鉄鋼、石炭部門の独占企業体によって、合理化と技術革新をとった設備拡張が進められたが、その結果、たとえば鉄鋼業において八幡製鉄、住友金属の大メーカーをのぞけば、平炉、鍛圧メーカーが少ないことが、九州の鉄鋼生産の相対的地位を低下させ、金属製品、機械工業の依然たる未発達が工業の発展率をも低下させており、石炭生産も回復したとはいえ停滞気味であり、零細企業である食料品工業や製材木製品工業の伸びだけがいちじるしいというように、もともと顛倒的な産業構造、工業構成の不均衡はいっそう増大したこと。第二に、以上のような変化が労働市場に及ぼした影響をみると、第二次産業の雇用事情悪化が決定的で、それには九州において最大の個別産業労働市場である石炭の不況が強くひびいているのであるが、その後の景気上昇局面においてさえ基幹産業の合理化による労働市場需要の節減と、関連企業の欠除によって、九州における雇用は増大しなかったこと。第三に、したがって産業別就業人口構成では、社会的移動のはげしさという点では全国傾向と共通の動きはしているが、九州では第一次産業の流出停滞ないし鈍化がみられるの

ではないかということが、第二次産業人口の絶対的、相対的縮小、第三次産業人口の急増とからみあって、とくに注目すべき特徴であること。そして第四に、九州における基幹産業の労働力充用形態にみられる労働市場の閉塞状態は、九州の農村出身労働力にたいして、今日までのところ北九州農家の地元兼業化をさまたげてはいないが、戦後一時ひらきかけたかにみえた南九州から北九州への道はほとんど遮断され、関西の鉄鋼業、中部の紡織業その他中小零細企業の南九州農村労働力にたいする需要独占は、恒常的、組織的なものになろうとしており、それは戦前における出稼系統の復活拡大とみられる面もあるが、しかし、それはむしろ戦後労働市場の国民経済的再編成における新たな特徴となっているなど。

ここで指摘された諸特徴は、昭和三〇年代後半以降の高度経済成長過程においてますます深化拡大する傾向をたどっている。たとえば労働力需要要因の変化という点について、昭和三〇年を一〇〇とした昭和三七年度の製造業出荷額の伸びをみると、全国で三三五、神奈川県でも同じく三三五であるのに対して、福岡は一六七という水準で、全国および神奈川県のようにやうく半分の伸びにとどまっている。また、製造業従事者数の伸びを同じ年度でくらべてみても、全国が一〇〇から一九〇へ、神奈川県が一〇〇から一八一へと大巾に増加したのに対して、福岡県は

一〇〇から九九へとわずかではあるが減少しているという状態で、九州経済の相対的停滞がこの期間にいつそう深化したことを示している。

すでにみたように開放経済体制への適応を当面の至上目標とする産業構造高度化政策は、重化学工業部門に独占的企業を確立する方向で貫かれており、これらの戦略的部門に対する設備投資はいちじろしく増加した。たとえば昭和三八年年度のこれらの戦略部門（石油精製、石油化学、鉄鋼、電気機械、一般機械、自動車、非鉄金属、合成繊維の八部門）に対する設備投資が製造業全体の設備投資総額の六七%をしめている。いうまでもなくこれは資本の有機的構成の高度化と、技術革新の急速な発展を意味している。このことは同時に、過去のものとなった設備（資本）と、過去のものとなった労働力の陳腐化を押し進めることでもある。そして、このことはまた新旧産業間の独占と競争を激化させ、新旧労働力の独占と競争を激化させるのである。資本における独占と非独占の開差は有機的構成の高度化と技術革新を通じてますます拡大し、労働力においては、古い労働力に堆積された熟練度を低下させることを通じて、若年労働力と中高年労働力の対立と競争を激化する。要するに日本経済の二重構造における一方の側の圧倒的強大化であり、他の側のスクラップ化進行である。ここに昭和三五年以降に急増する農村労

働力の大量流出、あるいは昭和三八年以降に急増する中小企業
の大量倒産の基本的要因があり、石炭産業の危機の激化はその
もつとも集中的な表現にはならない。そして同じその要因を
反映して労働市場の面においては、若年労働市場と中高年労働
市場の断絶が深化し、中高年労働力の陳腐化が累積されて、こ
こに新たな相対的過剰人口が停滞的過剰人口の形態をとって創
出される一方で、同時に若年労働力の不足が、とりわけ非独占
的企業と非戦略的産業におけるその不足が、単に経済の景気循
環に応じたものではないという意味で構成的な不足として深刻
化する⁽²⁾のである。

注(1) 大田遼一郎「九州における労働市場と農村」、『九州
における経済と農業』（昭和三四年三月、日本農業の
全貌叢書五）。

(2) 九州経済調査協会『九州労働市場調査報告(2)』
(一九六四年一〇月)に九州労働市場の変貌について
の具体的分析がある。参照されたい。